

プロジェクト パーシャルスピンの会計処理

項目 公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討

I. 本資料の目的

- 2023 年 10 月 6 日に公表した企業会計基準適用指針公開草案第 80 号（企業会計基準適用指針第 2 号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」等（以下「本公開草案」という。）に対するコメントは 2023 年 12 月 6 日に締め切り、8 通のコメント・レター（団体等 6 通、個人 2 通）が寄せられた。当委員会では、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。その結果、現状の文案においては、本公開草案の提案から変更した箇所がある。
- 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。

II. 公開草案を再度公表することの必要性

- 公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 20 条第 5 項では、以下のとおり記載されている（文中の「委員会」とは、「企業会計基準委員会」を指す。）。

「企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。」

したがって、本公開草案の公表以後に修正した項目について、公開草案を再度公表する必要性の有無を検討する必要がある。

- 本公開草案の公表以後、企業結合専門委員会及び企業会計基準委員会における審議によって、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

- 企業会計基準適用指針公開草案第 80 号（企業会計基準適用指針第 2 号の改正案）（「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「自己株式等会計適用指針案」という。）の変更

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
① 間接支配	記載なし。	今回の基準開発の範囲	寄せられたコメントを

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
を含めた子会社の取扱いについての明確化		に間接支配のケースが含まれていないことを明確化するため、自己株式等会計適用指針の第 28-4 項に配当を実施する会社が当該子会社の株式すべてを直接的に保有している場合のみを想定している旨の記載を追加することとした。	踏まえ、公開草案の文案の記載をより明確化するための変更であり、再度公開草案を公表する必要性はないと考えられる。
② 非相互取引に関する記載の削除	基準開発の対象となる取引について適正な帳簿価額で会計処理することの説明の一つとして、自己株式等会計適用指針案第 38-2 項において、非相互取引である旨をあげている。	会計処理を定める論拠ではないことから、該当の記載を削除することとした。	寄せられたコメントを踏まえて削除したものであり、左記の内容を削除しても会計処理を定める論拠の記載は十分と考えられるため、再度公開草案を公表する必要性はないと考えられる。
③ 「共通支配下における取引である組織再編に類似」とした記載の削除	基準開発の対象となる取引について適正な帳簿価額で会計処理することの論拠として、自己株式等会計適用指針案第 38-2 項において、「総体としての株主にとっては当該完全子会社に対する投資が継続していると考えられるため、共通支配下における取引である組織再編に類似した状況	「共通支配下の取引である組織再編に類似した状況」と記載することによって、共通支配下の取引の解釈を広くされる懸念があるとの意見が聞かれたことから、該当の記載を削除することとした。	寄せられたコメントを踏まえて削除したものであり、左記の内容を削除しても会計処理を定める論拠の記載は十分と考えられるため、再度公開草案を公表する必要性はないと考えられる。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
	と考えられる。」ことをあげていた。		
④ 経過措置の設定理由の明確化	記載なし。	経過措置の設定理由について、自己株式等会計適用指針第 57 項として追加することとした。	寄せられたコメントを踏まえ、自己株式等会計適用指針第 23-3 項に定めた経過措置を設定した理由について、明確化のために結論の背景に追加して記載したものであり、再度公開草案を公表する必要性はないと考えられる。
⑤ 自己株式等会計適用指針第 10 項(2)に「完全」を追記しないこと	記載なし。	自己株式等会計適用指針第 10 項(2)に「完全」を追記しないことについて、経緯と理由を自己株式等会計適用指針第 38-3 項として追加することとした。	本公開草案の提案内容について経緯と理由を明確化するために追加して記載したものであり、本公開草案の提案を変更するものではないことから、再度公開草案を公表する必要性はないと考えられる。

- (2) 企業会計基準適用指針公開草案第 81 号（企業会計適用指針第 28 号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」（以下「税効果適用指針案」という。）の変更

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
① 表現の明確化	税効果適用指針案第 124-2 項において「このため、当該取引について本適用指針第 4 項の定義に従って検討した	「当該一時差異」に何が該当するかについて説明が明確でなかったため、左記の下線部分を「連結決算手続の結	寄せられたコメントを踏まえ、本公開草案の文案の記載をより明確化するための変更であり、本公開草案の提案

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
	<p>場合、<u>当該一時差異</u>が解消する時に連結財務諸表における利益が減額又は増額されないことから、(後略)」と提案している。</p>	<p>果として生じる一時差異のうち、自己株式等会計適用指針第 10 項(2-2)で定められた取引において解消する部分」とし、記載を明確化した。</p>	<p>を変更するものではないことから、再度公開草案を公表する必要性はないと考えられる。</p>
<p>② 「税金の見積額」とした記載の見直し</p>	<p>税効果適用指針案第 124-3 項において、「税金の見積額」を繰延税金資産及び繰延税金負債として計上することになるとし、「税金の見積額」は、税制適格となる場合には将来の税金の見積額はゼロとなる一方、税制非適格となる場合には配当により税務上損金算入されることにより減少する税金の額又は配当時に追加で納付が見込まれる税金の額であると提案している。</p>	<p>税効果適用指針案第 124-3 項の「税務上損金算入されることにより減少する税金の額又は配当時に追加で納付が見込まれる税金の額」とする記載を「解消する連結財務諸表固有の一時差異に係る税金の額」とし、記載を明確化することとした。</p>	<p>寄せられたコメントを踏まえ、本公開草案の文案の記載をより明確化するための変更であり、本公開草案の提案を変更するものではないことから、再度公開草案を公表する必要性はないと考えられる。</p>
<p>③ 「計上する時期」とした記載の見直し</p>	<p>税効果適用指針案第 124-4 項では「子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来減算一時差異に係る繰延税金資産又は子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来加算一時差異に係る繰延</p>	<p>税効果適用指針案第 124-4 項の記載と税効果適用指針第 22 項及び第 23 項の記載が整合していないことから、左記の記載の下線部分を「場合」とし、記載を見直すこととした。</p>	<p>寄せられたコメントを踏まえ、本公開草案の文案の記載をより明確化するための変更であり、本公開草案の提案を変更するものではないことから、再度公開草案を公表する必要性はないと考えられる。</p>

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
	税金負債を計上する時期について、本適用指針第 22 項及び第 23 項において定められている。」と提案している。		
④ 税効果会計を適用することが適切とする理由の明確化	税効果適用指針案第 124-2 項において、「当該一時差異についても本適用指針が定める連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異に係る定め（本適用指針第 18 項から第 27 項参照）を適用することが適切と考えられる」と提案している。	税効果適用指針案第 124-2 項において税効果を適用することが適切とする理由をさらに明確にするために、「税制非適格の場合に連結財務諸表上の税金等調整前当期純利益と税金費用との対応関係を図るため」との記載を追加することとした。	寄せられたコメントを踏まえ、本公開草案の文案の記載をより明確化するための変更であり、本公開草案の提案を変更するものではないことから、再度公開草案を公表する必要性はないと考えられる。
⑤ 当期税金に関する取扱いの明確化	記載なし。	税効果適用指針第 124-5 項において、当期税金について損益に計上することが考えられる旨を理由と併せて追加して記載することとした。	寄せられたコメントを踏まえ、法人税等の計上区分に関する考え方を示すために結論の背景にその旨を追記しており、本公開草案の提案を変更するものではないことから、再度公開草案を公表する必要性はないと考えられる。

5. 上記の検討の結果、現状の文案では、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見を伺いたい。

以 上